

第6章 商工労働部の貸付金

第1 商工労働部の貸付金の概要

第2 沖縄県単融資制度資金貸付金

第3 沖縄県中小企業設備近代化貸付金

第4 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金

第5 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金

第6 沖縄県中小企業高度化資金貸付金

第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金

第1 商工労働部の貸付金の概要

商工労働部が貸付及び債権管理を行っている貸付事業は、①沖縄県単融資制度資金貸付金、②沖縄県中小設備近代化資金貸付金、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金、④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金、⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金、⑥沖縄県労働者住宅建設資金貸付金及びの6件がある。概要をまとめると次のとおりである。

貸付金名	①沖縄県単融資制度資金貸付金	②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金	④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金	⑥沖縄県労働者住宅建設資金貸付金
目的	中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与すること。	中小企業者に対して、事業で使用する設備の近代化に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業の近代化の促進を図ること。	沖縄県産業振興公社に対して、小規模企業者等が必要な設備を購入し、小規模企業者等に対して割賦販売等を行うための資金を貸し付けることにより、小規模企業者等の経営基盤の強化等を図ること。	沖縄県産業振興公社に対して、中小企業者が必要な機械類を購入し、中小企業者に対して機械類の貸与を行うための資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、経営の安定に資すること。	中小企業者等に対して、中小企業者の連携・事業の共同化・中小企業の集積の活性化に必要な資金を貸し付けることにより、中業企業の振興に寄与すること。	労働者に対して、住宅の新築等に必要資金を貸し付けることにより、労働者の住宅の取得を容易にし、労働者の福祉の増進に資すること。
貸付開始及び終了年度	昭和47年度～現在	昭和47年度～平成15年度	昭和47年度～平成26年度	昭和58年度～現在	昭和48年度～現在	昭和47年度～平成16年度
財源	県	県：国補助金＝1:1	県：沖縄振興開発金融公庫＝1:1	県	県：中小企業基盤整備機構＝16:64（H32.3末までの特別措置）	県：沖縄県労働金庫＝1:1
県からの貸付対象者	県融資制度取扱金融機関	県内で事業を行う中小企業者	沖縄県産業振興公社	沖縄県産業振興公社	事業協同組合・商店街振興組合等	労働者
平成28年度末貸付残高（円）	11,542,369,000 ※平成28年度貸付総額	52,579,268	90,807,000	1,461,922,000	4,465,163,930	4,100,000

6件の貸付事業のうち①～⑤はいずれも中小企業者等の振興に寄与することを目的としており、うち①沖縄県単融資制度資金貸付金は、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、その振興に寄与することを目的としている。

次に、②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金の3件は中小企業者等の設備機械類の近代化を図ることにより、その振興に寄与することを目的としている。②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金は、県が中小企業者に対して直接設備を近代化するための資金を貸し付けるのに対し、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金は県が沖縄県産業振興公社に対して貸付を行い、公社が機械類を購入して、中小企業者等に対して機械類を割賦販売、リース、貸与等の方法で使用させる点が異なっている。また、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金は国が主体的に導入し全国で行われている貸付事業であるため、中小企業庁からの通知により貸与の方法、対象者等の要件が細かく規定ないし変更される等制約もあったため、県独自の制度として④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金を導入したという経緯があ

る。②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金及び③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金はすでに貸付事業を終了しているため、現在も貸付事業を行っているのは④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金のみである。

⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金は中業企業者等の連携、事業の共同化、中小企業の集積を図ることにより、中小企業者等の振興に寄与することを目的としている。

最後に、⑥労働者住宅建設資金貸付金は労働者に対して住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより、労働者の福祉の増進に資することを目的としている。

以上6件の貸付金について、以下検討する。

第2 沖縄県単融資制度資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県単融資制度資金貸付金					
担当部署名(部及び課)	商工労働部 中小企業支援課					
貸付開始年度	昭和47年度					
根拠規定(法律、条例、要綱等)	沖縄県中小企業の振興に関する条例、沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱					
マニュアル、手引き等	沖縄県融資制度の手引き					
貸付金の目的	中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与すること(要綱第1条)					
貸付対象	県融資制度取扱金融機関等					
財源(県、国、その他のいずれか)	県のみ					
貸付の方法	県は県融資制度取扱金融機関に貸付を行い、金融機関が中小企業者等へ融資を行う。					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	各金融機関等から、毎月の融資状況や過去の融資残高状況の報告を受けている。2年に1度、国(沖縄総合事務局財務部、経済産業部)と合同で、沖縄県信用保証協会へ検査を実施している。					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	単年度貸付である。					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	2名					
広報の有無及び内容	ホームページ、リーフレット等					
債権管理業務に関する個別研修の有無	年3回、取扱金融機関等の関係機関との意見交換等を目的に研究会を開催している。					
貸付の条件	-					
利息の有無	無					
利息の利率(年)	%					
遅延損害金規定の有無	無					
遅延損害金の利率	%					
保証人の要否	無					
物的担保の要否	無					
担保価値の把握方法	-					
償還方法	原則、毎年度4月1日に各取扱金融機関等へ貸付金を預託(金融機関の融資実績に応じて年度中に追加交付する場合がある)し、年度中に交付した貸付金全額を、翌年3月31日に一括して償還を受けている。					
償還猶予規定の有無	無					
償還免除規定の有無	無					
期限の利益喪失規定の有無	無					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000	
申請件数(件)	6	6	6	7	9	
貸付実績	貸付金額(円)	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
	貸付件数(件)	6	6	6	7	9
回収すべき金額(当年度分)A	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000	
回収済み金額(当年度分)B	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000	
回収すべき金額(過年度分)C	0	0	0	0	0	
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0	
回収率(B+D)/(A+C)	100	100	100	100	100	
総貸付残高(円)	0	0	0	0	0	
総貸付件数(件)	6	6	6	7	9	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

注) 予算額は最終予算額

注) 申請件数等はのべ数(平成28年度は金融機関等7機関のうち2機関へ追加貸付を行っている。)

(2) 本貸付金の概要

沖縄県単融資制度資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沖縄県が本土復帰した昭和47年度から貸付を開始し、現在まで貸付を継続して行っている貸付金である。その目的は、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与することであり、平成28年の総貸付金額115億4236万9000円は商工労働部が所管する貸付金の中で最も多額である。

(3) 根拠規定

沖縄県単融資制度資金貸付金は昭和47年から存在する貸付金であるが、現在の根拠規定は、平成20年に制定された沖縄県中小企業の振興に関する条例(以下「本条例」という。)及び平成17年に制定された沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱(以下「本要

綱」という。)である。

(4) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与することを目的としている（本要綱第1条）。

(5) 貸付対象

本貸付金は、取扱金融機関が中小企業者、小規模企業者及び協同組合等（以下「中小企業者等」という。）に対して融資を行うための貸付原資の一部を、県が取扱金融機関等（取扱金融機関及び中小企業団体中央会）に対して預託する方法により行っており、県の貸付対象者は取扱金融機関等である。

(6) 財源

本貸付金については、全て県の資金を財源としている。

(7) 貸付の方法

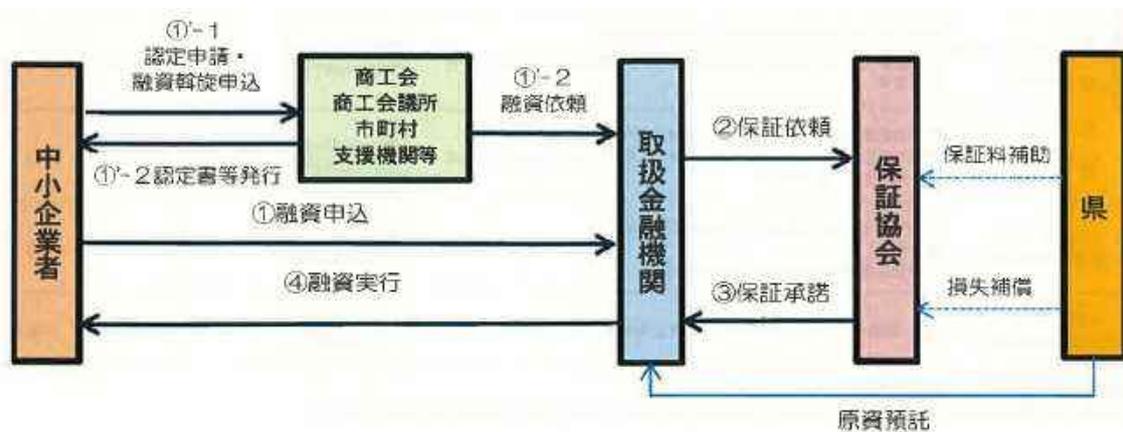
県は、県融資制度取扱金融機関等に対して貸付原資の一部を預託し、取扱金融機関がその原資に自己資金を加えて中小企業等に対して融資を行う。

(8) 債権管理方法

取扱金融機関は、県融資制度に係る毎月の融資状況並びに各年度に融資した融資残高状況をそれぞれ沖縄県中小企業振興資金融資実績報告書、沖縄県中小企業振興資金融資残高状況報告書により、報告しなければならない（本要綱第7条第4項）。かかる報告書は、後述する資金メニューごとに融資金額等が記載されたシンプルなものであるが、取扱金融機関からの償還が単年度貸付であり期限通りに全て償還されていることからすると、十分な内容と思われる。

(9) 沖縄県融資制度の流れ

沖縄県融資制度（以下「県融資制度」という。）の流れを図にすると次のとおりである。



(「平成 29 年度沖縄県融資制度の手引き」から)

なお、取扱金融機関は、県から預託を受けた金額に、次の表に掲げる融資倍率を乗じた金額に相当する額を超えることを目標として融資を行わなければならない(本要綱第 7 条)。

資金の種類	融資倍率
短期運転資金	3.0 倍
小規模企業対策資金	2.5 倍
小口零細企業資金	2.5 倍
経営振興資金	2.5 倍
新事業分野進出資金	2.5 倍
雇用創出促進資金	2.5 倍
組織強化育成資金	2.5 倍
中小企業セーフティネット資金	2.5 倍
中小企業再生支援資金	5.0 倍
産業振興資金	2.5 倍
創業者支援資金	2.5 倍
ベンチャー支援資金	2.5 倍
資金繰り円滑化借換資金	2.5 倍

また取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査して融資を行わなければならない。県融資制度による融資については、利用者に歩積、両建の預金をさせてはならない(本要綱第 7 条)。

(10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か

本貸付金は単年度貸付である。原則毎年 4 月 1 日に各取扱金融機関に対して貸付金を預託し、預託金全額を翌年 3 月 31 日に一括して償還を受けている。

(11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2 名

(13) 広報の有無と内容

沖縄県のホームページ内に「県融資制度」を説明する箇所を設け、どのような資金メニューがあり、どのような方にお勧めかをまとめているほか、「県融資制度リーフレット」「資金選びのためのフローチャート」「利用対象者等について」「資金別保証料率一覧表」「担保・保証人の徴求について」「関係機関一覧表」等の PDF データを取得できるようにしてある。

平成29年度 中小企業の皆様へ

沖縄県融資制度のご案内

沖縄県融資制度ってどんな制度？

- 沖縄県内で1年以上事業を営む中小企業者、協同組合等をはじめ、これから創業したい方を対象として、県と金融機関が協調し、かつ原則として沖縄県信用保証協会の保証を付与した上で、事業に必要な融資を行う制度です。
- ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽等の一部の業種は対象となりません。
- 県融資制度を利用したい場合は、金融機関に融資申込みを行うこととなります。
(一般的な金融機関借入の場合と流れはほぼ同じです。)
- ただし、一部の資金については、商工会や商工会議所等からの融資あっせんを経て、金融機関に申し込む資金もあります。
- 県融資制度においては、中小企業者・小規模事業者の皆様が、少ない負担で円滑な資金調達ができるよう、県が貸付原資の一部を負担するとともに、保証料補助や利子補給による負担軽減を行っています。

★平成29年4月から「みずほ銀行」「鹿児島銀行」が一部の資金の取扱を開始しました。

創業したい 創業から間もない	● 創業者支援資金	平成29年度から 利子補給制度に追加!
一般的な事業資金を借りたい	● 短期運転資金 ● 経営振興資金 ● 小規模企業対策資金	● 小口零細企業資金 ● 組織強化育成資金 経営指導により金利優遇
積極的な事業展開により、 有利な条件で資金調達したい	● 雇用創出促進資金 ● 新事業分野進出資金 ● ベンチャー支援資金	利子補給制度適用
地域産業振興に取り組みたい	● 産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付) ● 産業振興資金(企業立地推進貸付)	
経営が厳しい 事業再生に取り組みたい	● 中小企業セーフティネット資金 ● 中小企業再生支援資金	
既存資金の借換をしたい	● 資金繰り円滑化借換資金	要件緩和

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL(098)866-2343

県融資制度で
グッジョブ!



沖縄県

沖縄県融資制度

検索

沖縄県のホームページからも確認できます



(14) 債権管理業務に関する個別研修の有無

担当職員が年3回、取扱金融機関等の関係機関との意見交換を目的とした研究会を開催している。

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

取扱金融機関であること。

(2) 利息の有無及び内容 無

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

(4) 保証人の要否 無

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 無

(6) 償還方法

本貸付金はいわゆる単年度貸付であり、原則的に毎年度4月1日に各取扱金融機関に対して貸付金を預託し、年度中に預託した貸付金全額について、翌年3月31日に一括して償還を受けている。なお、取扱金融機関の融資実績に応じて、年度中に追加預託する場合もある。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 取扱金融機関の中小企業に対する融資の条件等

本貸付金は、県が取扱金融機関等に対して貸付原資の一部を預託し、取扱金融機関がその原資に自己資金を加えて中小企業等に対して融資を行っている。ここでは、取扱金融機関から中小企業者等に対する融資について述べる。

(1) 融資対象

取扱金融機関の融資対象は、本要綱第2条において定義されており、下記の要件に該当する法人及び個人企業である。また原則として、①信用保証協会の保証対象業種に属していること、②県内において1年以上同一事業を営んでいること（創業者支援資金など例外有）、及び③市県民税を完納していること等、が要件である。

業種分類	資本金	従業員数	業種分類	資本金	従業員数
製造業など(運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下	小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下
うちゴム製品製造業(一部除く)	3億円以下	900人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	うち旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	医業を主たる事業とする法人		300人以下
			個人		100人以下

(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から)

(2) 資金メニューの種類

沖縄県単独融資制度(以下「県融資制度」という。)の種類は、本要綱第3条に定められており、簡単にまとめると次のとおりである。

創業したい 創業から間もない	●創業者支援資金	平成29年度から 利子補給制度に追加!
一般的な事業資金を借りたい	●短期運転資金 ●経営振興資金 ●小規模企業対策資金	●小口零細企業資金 ●組織強化育成資金 経営指導により金利優遇
積極的な事業展開により、 有利な条件で資金調達したい	●雇用創出促進資金 ●新事業分野進出資金 ●ベンチャー支援資金	利子補給制度適用
地域産業振興に取り組みたい	●産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付) ●産業振興資金(企業立地推進貸付)	
経営が厳しい 事業再生に取り組みたい	●中小企業セーフティネット資金 ●中小企業再生支援資金	
既存資金の借換をしたい	●資金繰り円滑化借換資金	要件緩和

「平成29年度中小企業の皆様へ 沖縄県融資制度のご案内」から

(3) 融資の条件

融資の条件は、十数種類ある資金メニューごとに異なっており、まとめると次のとおりである。

★平成29年度 沖縄県融資制度一覧(1 融資対象の内容もご覧ください) H29.4.1現在

資金名	融資条件等	融資対象	融資限度額 (単位:万円)	融資期間 (償還期間)	融資利率 (固定/%)	保証料率 (%)※	
事業歴が1年以上の事業者	短期運転	一般貸付	短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ5,000	1年(6ヵ月)	2.30	0.45~1.00
		売掛債権担保貸付	他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者	運転のみ3,000	1年		0.43
	小規模企業対策	一般貸付	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下) ※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて2,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.90	0.40~0.80
		特別小口貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度	運転・設備併せて1,250		1.70★ 1.85	
	小口零細企業	従業員20人以下の企業で、既存の保証協会の保証付融資残高との合計が1,250万円以下の小規模企業者(商業・サービス業は5人以下) ※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.90	0.45~1.00	
	経営振興	中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	2.15	0.45~1.00	
	新事業分野進出 <利子補給対象>	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等	(事業転換の場合) 運転・設備併せて10,000 (多角化の場合) 運転・設備併せて7,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.70	0.35~0.75	
	雇用創出促進 <利子補給対象>	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.75	0.35~0.75	
	組織強化育成	一般貸付	商工業関係組合及び構成企業	1組合あたり 共同事業資金 5,000 転貸資金 30,000 (※1転貸先 3,000)	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.25※	0.40~0.80
		セーフティネット貸付	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合及び構成企業	1組合員あたり3,000 ※転貸資金は一般貸付のみ			0.60
	中小企業セーフティネット		・売上の減少等により資金繰りが厳しい中小企業者、協同組合等 ・原油・原材料の高騰により資金繰りが厳しい中小企業者、協同組合等 ・知事が認定した災害からの復旧を行う中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて3,000 ※設備資金は知事が認定した災害からの復旧を行う場合又はセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用を受ける場合のみ	運転・7年(1年) ※知事が認定した災害からの復旧を行う場合又はセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用を受ける場合は運転7年(1年)、設備10年(1年)	1.80(災害以外) 1.10(知事認定災害) 1.00(SN4号災害)	0.40~0.80(災害以外) 0.00(災害のみ)
	中小企業再生支援		沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受け再生計画を策定した中小企業者、協同組合等 ※関の「経営改善サポート保証」を適用	運転・設備併せて8,000 ※既存の沖縄県信用保証協会保証付き融資の借換も可	運転・設備 15年(1年)	取扱金融機関 所定金利	0.5(責任共有) 0.7(責任共有外)
	資金繰り円滑化借換		(対象1)沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換えるもの	運転・設備併せて5,000	運転・設備 10年(6ヵ月)	2.35	0.45~1.00
			(対象2)セーフティネット保証の市町村による認定を受け、かつ借換事業計画書を作成しているもの				0.60
	産業振興	オキナワ型産業振興貸付	県内において、地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて10,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.85	0.40~0.80
振興	企業立地推進貸付	国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて15,000	運転・10年(1年) 設備・15年(3年)	1.90	0.25~0.70	
	ベンチャー支援 <利子補給対象>	ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等 ※経営革新の承認を受けた企業も対象	運転・設備併せて3,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.70	0.35~0.75	
	創業者支援 <利子補給対象>	独立・開業を行う者又は開業後5年未満の事業者等	運転・設備併せて1,000	運転・設備 10年(1年)	1.90	0.60	

※保証料率の区分は裏面一覧表参照
 ※融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。
 ★小規模企業対策資金において、商工会・商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施した場合、優遇金利が適用されます。

(「平成29年度中小企業の皆様へ 沖縄県融資制度のご案内」から)

※平成29年10月1日に組織強化育成資金の融資利息改正(1.25%から1.30%)

(4) 利息の有無及び内容

詳しくは既出「平成 29 年度沖縄県融資制度一覧」記載のとおりであるが、中小企業セーフティネット資金（SN4号災害）が 1.00%、新事業分野進出資金やベンチャー支援資金が 1.70%、小口零細企業資金、創業者支援資金が 1.90%、経営振興資金が 2.15%、短期運転資金が 2.30%等である。

(5) 保証人の要否及び内容

資金メニューによって異なり、個人事業の場合は必要に応じて求め、法人の場合代表者を保証人とし、小規模企業対策資金（特別小口貸付）の場合保証人は不要である。なお後述するとおり、いずれも県融資制度に係る融資については、原則として保証協会の保証を要する（本要綱第 9 条）。

(6) 物的担保の要否及び内容

物的担保は小規模企業対策資金、小口零細企業資金、創業者支援資金は原則不要だが、それ以外の資金は必要に応じて求める場合もある。

(7) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が、融資を受けた資金を目的の事業に使用しないこととなったとき、又は融資の申込みに虚偽があったときは、繰上償還させることができる（本要綱第 11 条）。

(8) 信用保証料填補補助金

県融資制度を用いて融資を受ける場合、原則として沖縄県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の保証を付けることとなり、その場合融資を受ける者は保証料を支払う必要があるが、県から信用保証協会に対して保証料補助を行っており、中小企業者等が負担する保証料が軽減されている。県からの保証料補助後の保証料は次のとおりである。

平成29年度県融資制度保証料率										
区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
短期運転資金	一般	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
	売掛債権	0.43%								
小規模企業対策資金	一般	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	特別小口	0.60%								
小口零細企業資金		1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
経営振興資金		1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
新事業分野進出資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
雇用創出促進資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
組織強化育成資金	一般	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	セーフティ	0.60%								
中小企業セーフティネット資金	一般	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	4号除くSN	0.55%								
	SN4号災害	0.00%								
	知事認定災害	0.00%								
中小企業再生支援資金	責任共有	0.50%								
	責任共有外	0.70%								
資金繰り円滑化借換資金	一般	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
	セーフティ	0.60%								
産業振興資金	オキナワ型	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	企業立地	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.30%	0.25%
ベンチャー支援資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
創業者支援資金	創業関連	0.60%								
	創業等関連									

(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」)

信用保証料填補補助金の平成24年度から平成28年度の実績は次のとおりである。

信用保証料補填補助金における最近5年間の資金別実績

単位：千円

資金名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
短期運転資金	260	228	241	2,229	4,019	
経営振興資金	3,815	3,214	3,340	4,240	4,966	
小規模企業対策資金	5,214	4,467	3,595	2,870	2,785	
小口零細企業資金	1,800	1,755	1,662	1,794	2,360	
ベンチャー支援資金	230	206	242	205	276	
産業振興資金	オキナワ型産業振興貸付	173	138	41	92	78
	企業立地推進貸付	80	80	247	459	384
創業者支援資金	6,871	4,661	3,116	2,022	1,229	
組織強化育成資金	276	209	185	238	242	
中小企業セーフティネット資金	5,253	3,867	2,662	1,909	1,391	
中小企業再生支援資金	1,752	1,902	1,859	2,522	5,268	
雇用創出促進資金	647	1,001	1,225	1,391	1,629	
新事業分野進出資金	748	637	561	480	522	
資金繰り円滑化借換資金 ※	—	5,307	20,779	31,034	33,197	
原油高騰対策支援資金	6,364	4,283	2,496	1,131	256	
中小企業体質強化資金	9	8	7	5	4	
観光リゾート振興資金	320	220	137	118	—	
沖縄県産業創造アクションプログラム推進貸付	99	9	4	—	—	
産業振興資金	物産貿易振興貸付	2	—	—	—	—
合計	33,913	32,192	42,399	52,739	58,606	

※資金繰り円滑化借換資金は平成25年度に創設

※色塗りされている資金は既に廃止された資金

(9) 利子補給制度

県融資制度に付随する特徴的な制度として、県融資制度の一部の融資を受けた者に対して県が利子分の補給を行う利子補給制度がある。平成29年度現在、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者支援資金が対象とされており、次のとおり、融資利率のうち1%から1.5%を補助することとしている。なお、融資額のうち2000万円を対象限度額（創業者支援資金は1000万円）、融資を受けた日から3年を限度としている。

利子補給対象資金		利子補給率
新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金 創業者支援資金		融資利率のうち1.00%を補助
雇用創出促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名新規雇用(非正規雇用)する場合 ・ 非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合 	融資利率1.75%のうち1.00%を補助
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名新規雇用(正規雇用等)する場合 ・ 2名以上新規雇用(非正規雇用)する場合 ・ 非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合 	融資利率1.75%のうち1.50%を補助

(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から)

利子補給制度の平成24年度から平成28年度の実績は次のとおりである。

○利子補給実績

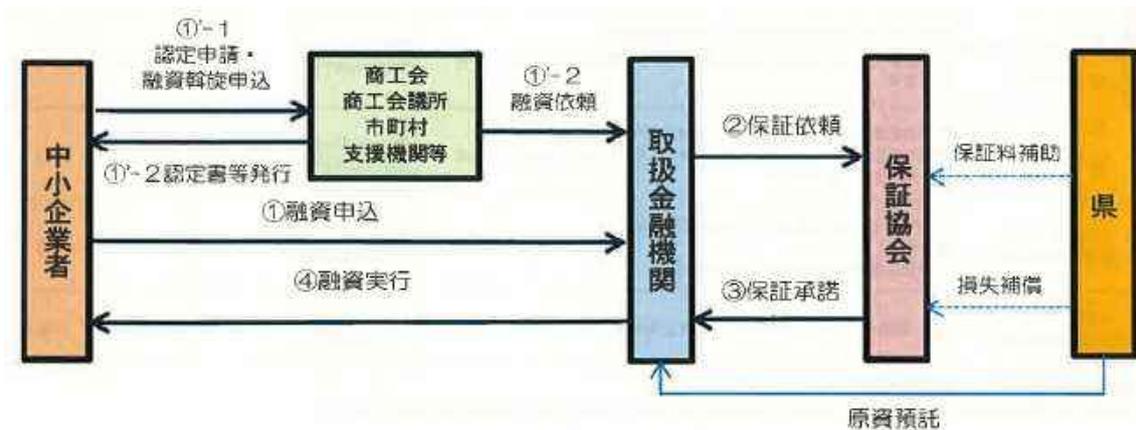
	ベンチャー支援資金		新事業分野進出資金		雇用創出促進資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成24年度	3	105,000	0	0	9	323,000	12	428,000
平成25年度	5	184,000	2	21,000	21	1,659,000	28	1,864,000
平成26年度	2	198,000	1	31,000	24	2,845,000	27	3,074,000
平成27年度	3	101,000	6	293,000	33	2,995,000	42	3,389,000
平成28年度	5	178,000	7	377,000	31	3,550,000	43	4,105,000
合計	18	766,000	16	722,000	118	11,372,000	152	12,860,000

※創業者支援資金は平成29年度から利子補給制度の対象となったため、現時点で実績はありません。

4 損失補償

(1) 損失補償の概要

これまで述べてきたとおり、本貸付金は、県が取扱金融機関等に対して原資を預託し、取扱金融機関がその原資に自己資金を加えて中小企業者等に対して融資を行うものである。その際、取扱金融機関は信用保証協会に保証依頼をするため、中小企業者等の弁済が滞った場合には、信用保証協会が取扱金融機関に対して代位弁済を行う。



(「平成 29 年度沖縄県融資制度の手引き」から)

信用保証協会が付保する保証制度が責任共有制度の対象である一般保証の場合は、信用保証協会が不履行等の金額の 80%について代位弁済を行い、取扱金融機関が 20%を負担する結果となり、責任共有制度の対象外である特別保証の場合は、信用保証協会が全額代位弁済を行う。

ここで「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことを目的として、平成 19 年 10 月から導入された制度である。

責任共有制度の導入以前は、信用保証協会が代位弁済額を全額負担していたが、責任共有制度においては、個別貸付金の 80%を信用保証協会が保証する部分保証方式と、保証時点では 100%保証だが、代位弁済状況等に応じて金融機関が負担金を支払う負担金方式の 2つの方式があり、いずれかを金融機関が選択することとなっている。

県は、信用保証協会から取扱金融機関に対する代位弁済額のうち、株式会社日本政策金融公庫の保険分及び全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）による補償分を除いた残額について、信用保証協会に対して損失補償を行っている。具体的には次のとおりであり、平成 28 年度損失補償契約締結時点においては、13 資金中 8 資金が損失補償対象である。

○ 責任共有制度の対象（一般保証）

金融機関（20%）	日本政策金融公庫（56%）	県（24%）
-----------	---------------	--------

※ 対象資金や事業者に応じて負担割合は変動する。

○ 責任共有制度の対象外（特別保証） ※ 連合会の補償あり

日本政策金融公庫（80%）	連合会（16%）	県（4%）
---------------	----------	-------

※ 対象資金や事業者に応じて負担割合は変動する。

○ 責任共有制度の対象外（特別保証） ※ 連合会の補償なし

日本政策金融公庫（80%）	県（20%）
---------------	--------

※ 対象資金や事業者に応じて負担割合は変動する。

県は、信用保証協会との間で毎年度損失補償契約を締結し、契約に基づいて信用保証協会から請求を受け損失補償を行っている。

損失補償期間は資金メニューによって異なっており、平成28年度についてみると、12年10か月間から20年10か月間まで幅がある。

損失補償の限度額は、下記式により算定されている。

損失補償限度額＝取扱金融機関の融資枠¹×責任共有制度の割合²×日本政策金融公庫非保険分³×保証協会連合会非保険分⁴×設定平均事故率⁵

具体的に、平成28年度の損失補償限度額は次のとおりである。

¹ 取扱金融機関の融資枠は、取扱金融機関に対する貸付金×協調倍率

² 責任共有制度の割合は、80%又は100%

³ 日本政策金融公庫非保険分は、20%又は30%

⁴ 保証協会連合会非保険分は、創業者支援資金のみ20%

⁵ 設定平均事故率は、損失補償対象資金における過去最大の事故率（異常値を除く）を融資枠を用いて加重平均した事故率

●平成28年度予算損失補償明細(平成28年度損失補償契約額)

資金名	融資期間	予算額	借率	融資枠	事故率	責任共有	公庫 非保険分	損失補償 算定額	損失補償 契約額	加重平均計算表														
										全体に占める 融資比率	事故率	全体に占める 事故率(A)												
短期運転	1	1,570,000	3.0	4,710,000	15.2634%	×	80%	×	30%	=	25990.44196	10.66%	13%	1.39%										
組織強化育成	10	240,000	2.5	600,000											×	100%	×	20%	=	25260.85356	12.44%	13%	1.62%	
経営振興	10	645,000	2.5	1,612,500											×	80%	×	30%	=	5769.548426	2.37%	12%	0.26%	
オキナワ型産業振興	10	38,000	2.5	95,000											×	80%	×	30%	=	3480.045082	1.43%	11%	0.16%	
中小企業再生支援	15	320,700	5.0	1,603,500											×	100%	×	4%	=	6212.185739	15.29%	26%	3.98%	
雇用創出促進	10	191,000	2.5	477,500											×	80%	×	30%	=	13279.11939	5.45%	20%	1.09%	
小規模	10	283,800	2.5	709,500											×	80%	×	30%	=	6520.505523	2.67%	11%	0.29%	
小口零細企業	10	331,000	2.5	827,500											×	80%	×	30%	=	121142.2009	49.70%	13%	6.46%	
ベンチャー支援	10	63,000	2.5	157,500											×	80%	×	30%	=					
企業立地推進	15	38,000	2.5	95,000											×	80%	×	30%	=					
創業者支援	10	407,000	2.5	1,017,500	×	100%	×	4%	=															
中小企業セーフティ	10	145,000	2.5	362,500	×	80%	×	30%	=															
新事業分野進出	10	71,200	2.5	178,000	×	80%	×	30%	=															
資金繰り円滑化借換	10	1,322,800	2.5	3,307,000	×	80%	×	30%	=															
合計		5,666,500		15,753,000																				

加重平均事故率 (A平均) 15.2634%

6,654,500 一損失補償対象資金のみの合計

※創業者支援資金については、公庫保険(80%)、保証協会連合会からの損失補償(16%)を除く4%が県負担となる。

(2) 単年度別損失補償額及び回収額

資金メニューごとの各年度別損失補償額及び回収額は次のとおりである。

各年度別損失補償及び回収実績

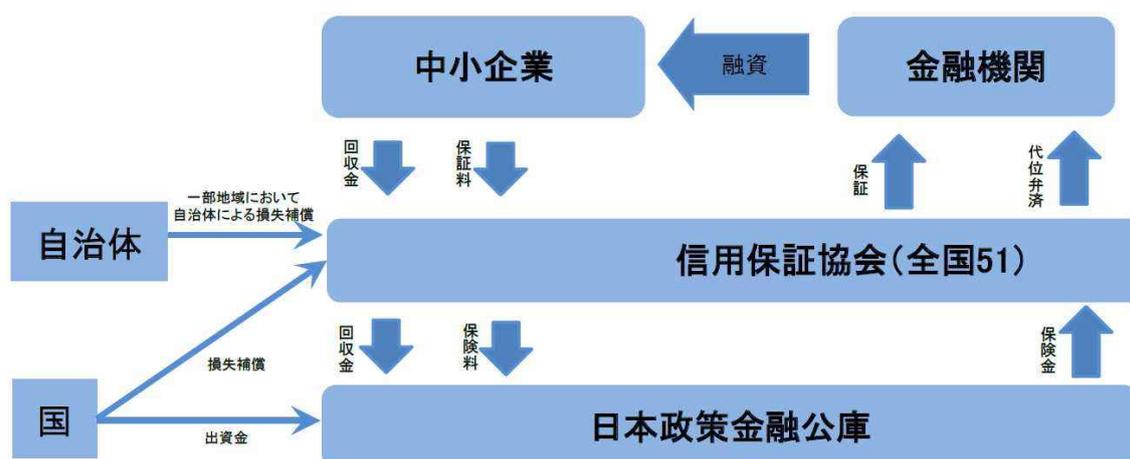
信用保証制度活用促進事業費

資金名		単位:円												資金毎合計		
		H15年度 以前	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H27年度	H28年度
小規模企業対策資金	支出	806,749,700	76,975,776	68,904,829	69,104,433	55,153,525	63,148,514	47,988,356	44,455,921	50,683,130	35,696,109	27,589,636	14,006,899	13,034,739	11,759,662	1,385,231,229
	回収	214,848,427	25,175,609	18,575,250	22,493,928	28,824,443	26,570,486	21,664,866	20,970,515	16,865,905	17,989,840	13,666,346	14,233,474	12,100,030	7,696,223	461,675,344
小口零細企業資金	支出							8,530,200	2,370,300	7,183,458	5,625,047	7,625,399	4,002,897	5,298,590	43,514,934	
	回収							0	0	21,741	211,435	75,288	66,242	172,713	281,556	828,975
ベンチャー支援資金	支出	0	1,984,417	0	2,077,270	6,313,306	4,354,054	0	0	6,400,000	0	0	0	1,836,480	22,965,527	
	回収	0	0	0	0	0	892,139	91,799	804,877	120,032	135,433	216,317	125,264	113,480	2,389,833	
産業振興資金(企業立地推進貸付)	支出	0	8,768,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,399,360	11,167,714	
	回収	0	0	1,500,001	45,871	75,010	67,509	22,503	0	255,008	112,511	7,501	0	0	2,085,914	
創業者支援資金	支出	52,231,927	24,003,179	27,245,154	28,345,108	32,531,892	36,902,561	61,797,470	13,959,422	52,025,910	8,382,616	3,606,760	4,542,200	2,876,529	1,901,894	350,354,624
	回収	4,220,062	2,773,622	5,982,811	3,800,834	10,097,983	5,953,248	7,804,697	5,189,852	7,322,055	4,937,977	3,895,340	3,752,170	5,044,731	2,792,575	73,567,957
中小企業セーフティネット資金	支出	0	0	2,901,240	8,550,684	2,923,100	1,806,252	146,176	693,760	2,401,379	246,320	0	1,173,900	761,600	322,656	21,727,067
	回収	0	0	0	327,982	3,173,921	434,536	4,142,874	599,420	375,739	141,934	260,660	111,613	126,010	197,411	9,892,193
新事業分野進出資金	支出	0					0	0	0	4,289,920	917,440	4,640,800	0	0	1,196,160	11,044,320
	回収						0	0	0	0	0	0	131,719	0	131,719	
資金繰り円滑化借換資金	支出	0										3,304,000	5,818,567	10,942,503	21,320,447	41,386,517
	回収											0	0	89,600	18,830	108,430
産業振興資金(沖縄県産業創造アクションプログラム推進貸付)	支出	45,403,716	22,990,257	4,847,673	0	8,061,702	11,520,670	14,110,806	0	0	8,543,823	0	0	0	115,476,647	
	回収	1,936,277	1,011,094	5,893,420	5,253,421	1,941,368	4,500,605	4,044,117	2,443,753	4,006,081	637,372	575,031	2,937,314	443,366	36,014,106	
緊急経営安定支援資金	支出	8,783,455	2,749,361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,532,816	
	回収	0	386,940	501,676	39,244	67,690	83,187	60,559	237,464	216,210	217,120	212,892	12,726	58,914	2,171,286	
中小企業特別振興育成資金	支出	23,998,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,998,102	
	回収	13,484,400	398,280	847,526	847,526	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,777,732	
原油・原材料高騰対策支援資金	支出	0					1,733,120	3,807,360	4,220,463	2,340,000	4,763,840	1,471,520	468,803	2,664,320	21,469,423	
	回収						0	0	0	38,657	761,659	62,429	84,472	137,417	1,217,447	
年度毎合計	支出	937,166,900	137,471,344	103,898,899	106,077,495	104,963,525	117,532,051	134,306,128	65,286,763	127,184,260	61,751,257	51,530,435	29,893,139	33,925,551	46,863,079	2,059,870,923
	回収	234,489,166	29,745,545	33,400,686	32,908,806	44,180,415	38,501,710	37,831,417	30,045,881	29,221,428	25,145,281	18,971,804	21,454,994	18,266,261	11,657,489	605,840,883
	支出-回収	702,677,734	107,725,799	70,498,213	73,168,689	60,803,110	79,030,341	96,474,711	35,240,882	97,962,832	36,606,076	32,558,631	8,438,145	15,639,290	35,205,590	1,454,030,040

信用保証協会は、損失補償契約書の規定により、損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもって当該補償に係る債権の管理及び回収に努め、中小企業者に対する求償権を行使して得た回収金があったときは、県に納付及び報告する。また、信用保証協会は、損失補償の対象となった債務の保証について、関係帳簿書類を備え付け、県は必要な場合は信用保証協会に報告を求め、又はその職員をして関係帳簿書類を調査させることができる。

(3) 信用保証制度における代位弁済率との比較

県融資制度の代位弁済率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における代位弁済率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度代位弁済率の高低を比較するのは困難である。そのため、同じ信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成 27 年 11 月 19 日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)

かかる信用保証制度全体について、公表されている平成 23 年度から平成 28 年度の代位弁済率=代位弁済額÷貸付残高を計算すると次のとおりである。1.67%から 2.50%で平均が 2.11%となっている。

単位：百万円

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
貸付残高	34,446,374	32,078,613	29,778,513	27,701,740	25,761,647	23,873,792	28,940,113
代位弁済総額	860,797	777,853	650,974	526,570	445,256	397,896	609,891
代位弁済率	2.50%	2.42%	2.19%	1.90%	1.73%	1.67%	2.11%

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)

これに対して、同じ平成 23 年度から平成 28 年度の間、県融資制度について同様の方法で計算した代位弁済率は次のとおりである。

単位：千円

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
平均残高	15,278,440	12,411,178	12,999,984	16,035,457	19,954,152	22,066,967	16,457,696
年度末代位弁済額	1,262,561	997,873	585,285	308,792	539,473	520,863	702,475
代位弁済率	8.26%	8.04%	4.50%	1.93%	2.70%	2.36%	4.27%

信用保証制度全体の代位弁済率（平成23年度から平成28年度）が1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、県融資制度の代位弁済率（平成23年度から平成28年度）は1.93%から8.26%で平均が4.27%であり、信用保証制度全体の代位弁済率より高い。

信用保証制度全体の代位弁済率と比して県融資制度の代位弁済率が高い理由としては、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいことが考えられる。この点、総務省・経済産業省が公表している平成24年度経済センサス活動調査（確報）結果を見ると、沖縄県は事業所数では6万7284で全国26位（全国に占める割合1.2%）であるが、売上（収入）金額では卸売業、小売業では2兆1830億8300万円で全国36位（全国に占める割合0.4%）、製造業では6277億5500万円で全国46位（全国に占める割合0.2%）と事業所数に比して売上（収入）金額が少なく、企業の規模が小さいことがわかる。また、平成23年度及び平成24年度は8%を超えているが、平成26年度1.93%、平成27年度2.70%、平成28年度2.36%と、ここ3年度については信用保証制度全体の平均代位弁済率2.11%と同程度で推移している。

このように、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいこと及びここ3年度は信用保証制度全体の代位弁済率と同程度であることから、県融資制度の代位弁済率は許容すべき範囲内と考える。

(4) 年度別損失補償支払額及び回収額

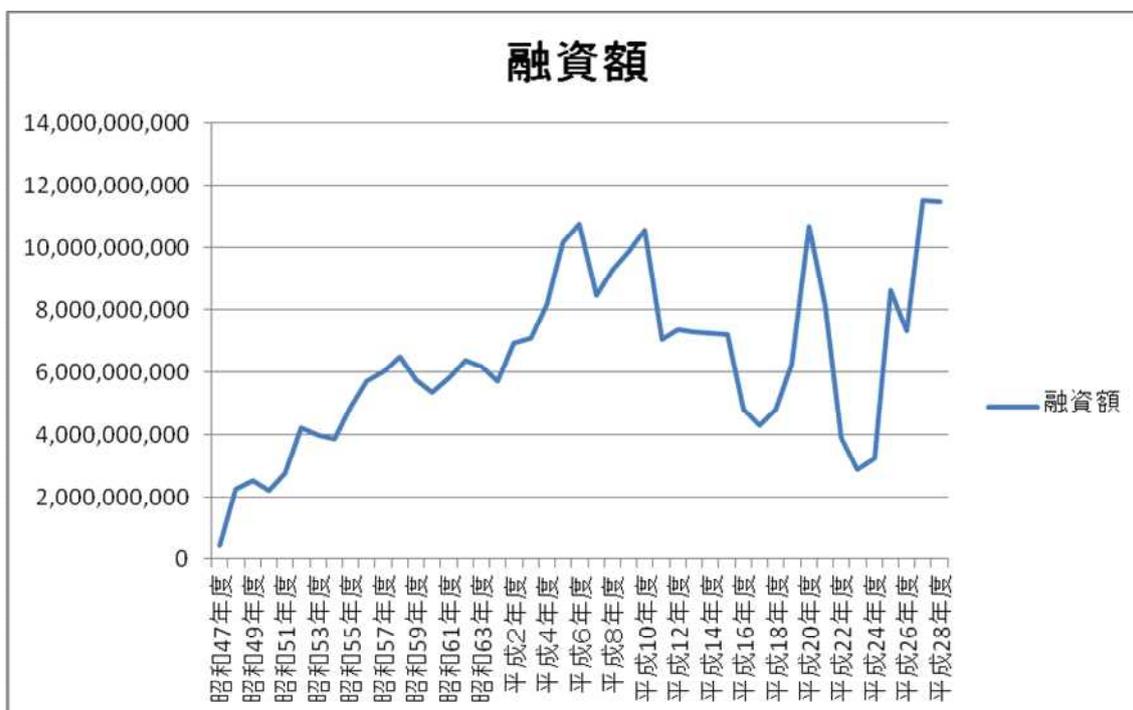
県融資制度について損失補償支払額及び回収額は次のとおりである。県融資制度については、各年度中に回収した金額は次のとおりであるものの、各年度の損失補償支払額に対する回収額は明らかでないため、回収率の計算はできない。

年度	損失補償支払額	回収額（平成28年度まで）
～15	937,166,900	234,489,166
16	137,471,344	29,745,545
17	103,898,896	33,400,686
18	108,077,495	32,908,806
19	104,983,525	44,180,415
20	117,532,051	38,501,710
21	134,306,128	37,831,417
22	65,286,763	30,045,881
23	127,184,260	29,221,428
24	61,751,357	25,145,281
25	51,530,435	18,971,804
26	29,893,139	21,454,994
27	33,925,551	18,286,261
28	46,863,079	11,657,489
合計	2,059,870,923	605,840,883

5 県融資制度の融資実績及び回収状況等

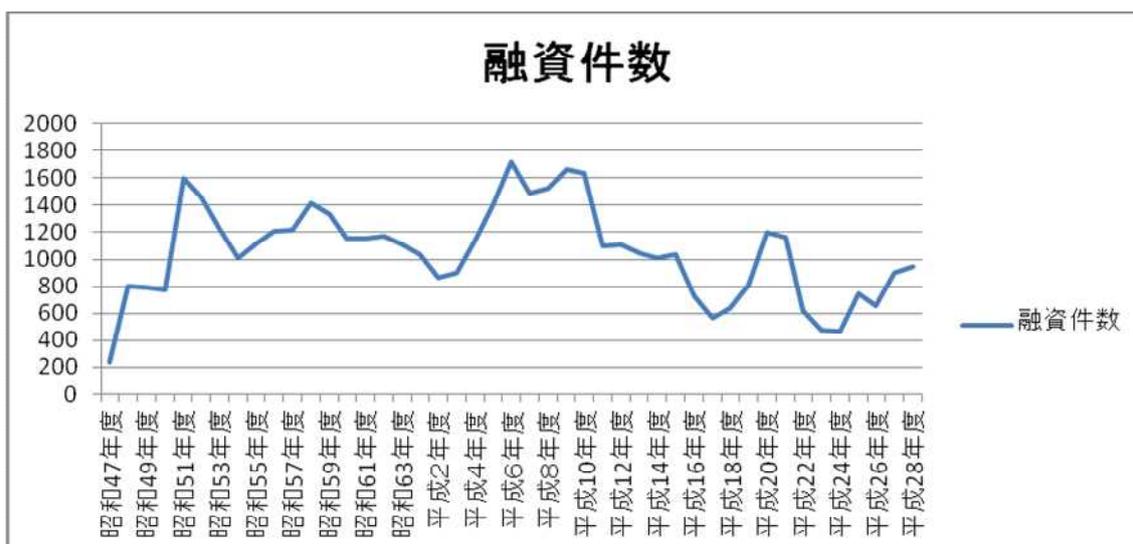
(1) 昭和47年度から平成28年度の融資額の推移

県融資制度を開始した昭和47年度の融資額は約3億9500万円、翌昭和48年度からは20億円台となり、その後多少の増減はあるものの融資額は増加傾向にあり、平成5年度に初めて100億円台となっている。直近10年度の融資額を見ると、かなり年度によってばらつきがあり、最低額は平成23年度の約28億円、最高額は平成27年度の約115億円となっている。



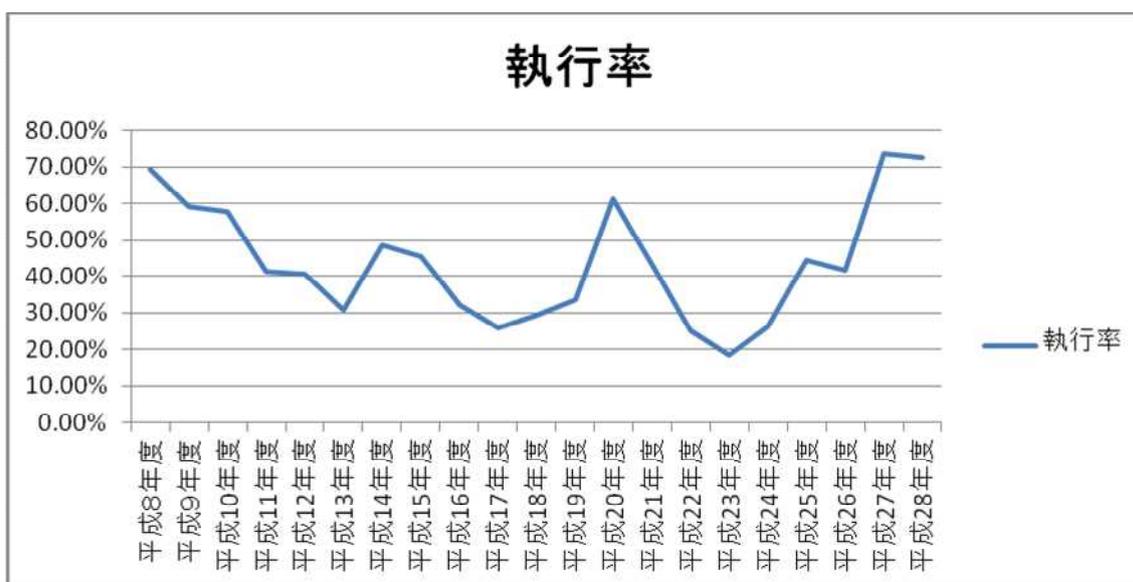
(2) 昭和47年度から平成28年度の融資件数

県融資制度を開始した昭和47年度の融資件数は239件、翌昭和48年度には805件となり、昭和51年度に初めて1000件を超え1,601件となっている。直近10年度の融資件数を見ると、かなり年度によってばらつきがあり、最低件数は平成24年度の469件、最高件数は平成20年度の1200件となっている。



(3) 平成8年度から平成28年度の執行率

資料から数字が確認できる平成8年度から平成28年度の執行率は次のとおりである。この間、平成13年度が約230億円と突出しているほかは、例年融資枠は約130億円から190億円とそれほど大きな変動はないため、融資金額及び融資件数の変動は経済状況の違いによるものと思われる。



(4) 融資実績変動の要因

平成19年度から平成28年度における融資金額と件数及び考えられる変動要因が次のとおりである。平成19年のサブプライム住宅ローン危機に端を発し、平成20年9月15日にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したことから連鎖的な世界的金融危機が発生したいわゆるリーマン・ショックの影響で、平成20年度の融資金額及び件数が増大していることが推測できる。

また、中小企業や住宅ローン等の金銭債務の支払いについて、返済困難者が希望した場合一定期間猶予すること等を規定した中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律、いわゆる中小企業金融円滑化法が平成21年12月4日に施行され、平成25年3月30日に期限を迎えたことを受け、平成22年度から平成24年度の融資金額及び件数が低調だったところ、平成25年度には融資金額が前年度の2倍以上となっていることが推測できる。

さらに、中小企業金融円滑化法が平成25年3月30日に期限を迎えることを受け、新たに平成25年度に資金繰り円滑化借換資金を創設したこと、平成27年度から短期運転資金の限度額を拡大したこと、長期資金金利を引き下げたこと等から、平成25年度から平成28年度にかけて融資金額が高い水準となっていることが推測できる。



(5) 平成24年度から平成28年度の貸付実績及び回収状況等一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
申請件数（件）	6	6	6	7	9
貸付実績					
貸付金額（円）	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
貸付件数（件）	6	6	6	7	9
回収すべき金額（当年度分）A	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
回収済み金額（当年度分）B	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）	100	100	100	100	100
総貸付残高（円）	0	0	0	0	0
総貸付件数（件）	6	6	6	7	9
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

注）予算額は最終予算額

注）申請件数等はのべ数（平成28年度は金融機関等7機関のうち2機関へ追加貸付を行っている。）

(6) 予算額

直近5年度の予算額は、おおむね100億円から110億円程度で横ばいである。既述のとおり融資枠の執行率は、26.22%から73.72%である。

(7) 貸付実績

毎年度4月1日に、新年度分（新年度内の県単融資貸付原資）及び過年度分（前年度までに融資実行された貸付金に係る県負担額）を取扱金融機関に対して預託するため、予算額と貸付金額は一致する。また貸付件数は、取扱金融機関の数と一致する。

なお、平成28年度は取扱金融機関等7機関のうち、2機関へ追加他預託を行っている。

(8) 回収実績

各年度の期末に、取扱金融機関等に対して預託した預託金全額の償還を受けるため、当年度分の回収率は100%となる。また全て期限通りに償還されているため過年度分の回収すべき債権は発生しない。

(9) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(10) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(11) 免除額及び免除件数 無

5 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

ア 県融資制度の融資実績について

県融資制度を開始した昭和47年度から平成28年度の融資額、融資件数及び執行率を見ると、世界的又は全国的な経済状況等に連動して上下しており、中小企業の事業活動

に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与するという目的に一定の寄与をしていると考えられる。

なお、原則毎年4月1日に各取扱金融機関等に対して貸付金を預託し、貸付金全額を翌年3月31日に一括して償還を受ける単年度貸付の性質上、数字上は全て期限通りに償還されるため、融資に際しての審査が甘くなりがちで融資額が年々増大していくのではないかとの懸念があったが、融資実績の変動は経済状況の変化によるところが大きく、そのような懸念は当たらないと言える。

イ 本貸付金の回収について

本貸付金は、県が取扱金融機関等に預託した預託金については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、取扱金融機関は中小企業等から全て回収できているわけではなく、回収できなかった金額の一部については、県が損失補償を行っているため、代位弁済率や回収率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度全体の代位弁済率（平成23年度から平成28年度）が1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、県融資制度の代位弁済率（平成23年度から平成28年度）は1.93%から8.26%で平均が4.27%であり、信用保証制度全体の代位弁済率より高い。しかし、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいことから、県融資制度の代位弁済率が信用保証制度全体の代位弁済率と比して高いが、許容すべき範囲内と考える。

以上

第3 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金				
担当部署名(部及び課)	商工労働部 中小企業支援課				
貸付開始年度	昭和47年度(平成15年度から事業休止,平成26年度事業終了)				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)				
マニュアル, 手引き等	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付規則(昭和47年規則第68号)				
貸付金の目的	中小企業者が事業で使用する設備の近代化に必要な資金を貸付けることにより, 中小企業の近代化の促進を図る				
貸付対象	県内に事業場を有する中小企業者				
財源(県, 国, その他のいずれか)	県の資金と国の補助金(負担割合 1:1)				
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が中小企業者に直接貸し付ける				
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	有				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	平成26年度に貸付事業終了のため, なし。				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	①県内に事業場を有する中小企業者が県内に設備を設置する場合であり, ②県が毎年度定める事業計画に適合し, かつ, ③中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるとき				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	-				
遅延損害金規定の有無	有				
遅延損害金の利率	10.75%				
保証人の要否	要				
物的担保の要否	要				
担保価値の把握方法	貸付対象設備に火災保険による質権設定を行う				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	1年据置半年賦償還(5年以内) ※法改正等で異なる条件有				
償還猶予規定の有無	有(貸付規則第21条)				
償還免除規定の有無	有(貸付規則第20条)				
期限の利益喪失規定の有無	有(貸付規則第14条)				
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	0	0	0	0	0
申請件数(件)	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額(円)	0	0	0	0
	貸付件数(件)	0	0	0	0
回収すべき金額(当年度分) A	0	0	0	0	0
回収済み金額(当年度分) B	0	0	0	0	0
回収すべき金額(過年度分) C	111,693,372	75,733,372	61,689,322	58,989,322	57,839,268
回収済み金額(過年度分) D	2,963,000	2,135,050	2,700,000	1,150,054	260,000
回収率 (B+D) / (A+C)	2.65	2.82	4.38	1.95	0.45
総貸付残高(円)	75,733,372	61,689,322	58,989,322	57,839,268	52,579,268
総貸付件数(件)	14件	11件	11件	10件	9件
不納欠損額(円)	32,997,000	11,909,000	0	0	0
不納欠損件数(件)	5件(33調定)	3件(15調定)	0	0	0
債権放棄(円)	0	0	0	0	5,000,000
債権放棄(件)	0	0	0	0	1件
免除額(円)	0	0	0	0	0
免除件数(件)	0	0	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

中小企業設備近代化資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は, 中小企業者に対して, その近代化に寄与する設備を導入するための資金を貸し付けることにより, 中小企業の近代化の促進を図ることを目的としている。

全国一律の制度である設備近代化資金として, 本土復帰の昭和47年度から開始した。平成15年度に貸付事業が休止し, 平成26年度に制度が廃止されたため, 現在は債権の管理回収業務のみ行っている。平成28年度末の総貸付残高は5257万9268円(9件)である。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠法は、昭和31年に制定された中小企業近代化資金等助成法（以下「助成法」という。）である。平成11年に小規模企業者等設備導入資金助成法に改題され、平成25年6月21日に廃止されている（平成27年3月31日施行）。

これを受けて、昭和47年に沖縄県中小企業設備近代化資金貸付規則（以下「本規則」という。）を制定し、貸付を行っていた。

(4) 目的

本規則第1条において、中小企業者にその設備の近代化に必要な資金を貸付けることにより中小企業の近代化の促進を図ることを目的と定めている。

(5) 貸付対象

貸付対象は、本規則第2条において、県内に事業場を有する「中小企業者」としており、「中小企業者」については、助成法第2条1項に定義するとしている。

助成法第2条第1項 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(6) 財源

本貸付金の財源については、県の資金と国の補助金の割合が1：1とされている。

(7) 貸付の方法

県が中小企業者に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

申込みから貸付、償還までの概略は次のとおりである。

- ①中小企業者が商工会議所又は商工会に対して申込書類を提出する。
- ②商工会議所又は商工会が公社に対して申込書類を提出し、公社が書類審査を行う。
- ③公社が県に対して一件書類を提出する。

④県が書類調査及び経営診断を行う。

なお、経営診断は、中小企業診断士の資格を持った担当者が行っている。

⑤貸付審査会が貸付の適否を決定する。

⑥県が、貸付が内定した中小企業者に対して内定説明会を行い、中小企業者から設備設置調書等の提出を受ける。

⑦公社が設備設置確認検査を行い、県に対して設置確認調書を提出する。

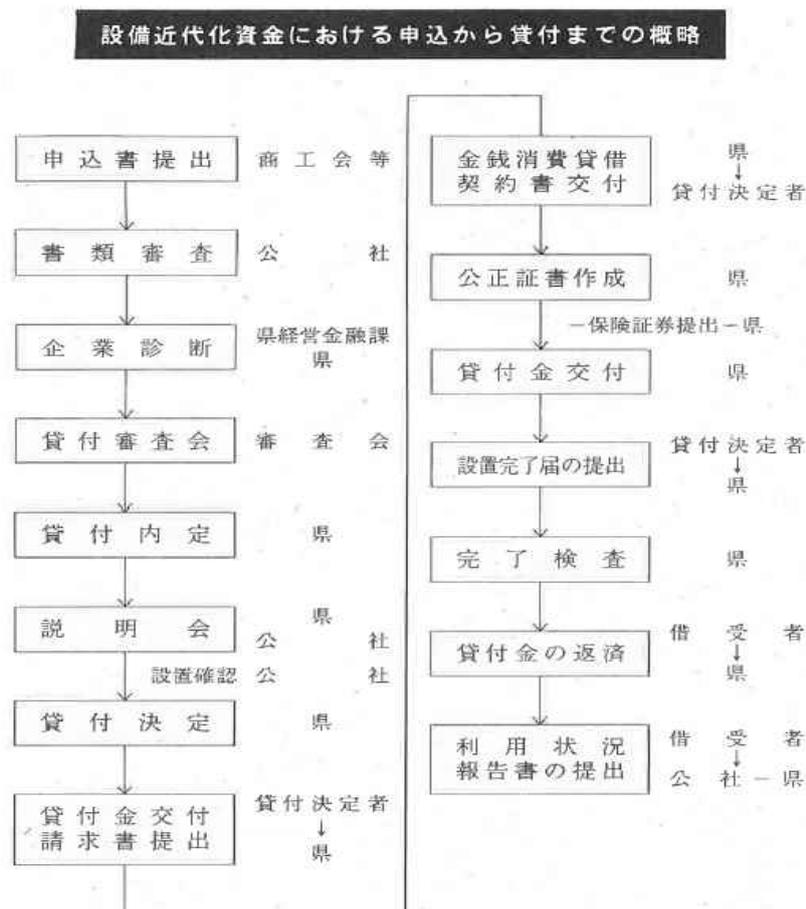
⑧県が貸付を正式に決定し、中小企業者から貸付金交付請求書、委任状及び委任契約書の提出を受ける。

⑨県と中小企業者との間で公正証書を作成し、貸付金を交付する。

⑩中小企業者は貸付金交付1ヶ月以内に設置完了届を県に提出し、県は完了検査を行う。

⑪中小企業者は公社に償還金の積立を行い、公社が県に対して約定どおり償還を行う。

なお、中小企業者の公社に対する償還金の積立は、償還が半年に一回とされているところ資金繰りに窮する中小企業者がいるため、同意した中小企業者についてのみ事実上公社に毎月償還金を積み立てた上で償還している。



(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 有

ア 違約金の調定

平成 11 年度の包括外部監査において、次のとおり意見が付されている。

貸付金を徴収しない場合、償還期日の翌日から当該金額を支払った日までの日数に応じ、年 10.75%の割合で計算した額を違約金として徴収することがある。調定された違約金の未納残高は 28 件 20,182 千円であるが、内 8 件 10,784 千円は元金完済され、違約金のみが残っている。また、違約金の回収は 1 件 362 千円のみである。もともと元金の支払が滞っている状態で、その一部の支払がなされた金額について高い違約金を調定しても意味があるとは思えず、債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて、違約金の調定は控える方がよいと思われる。なお、平成 4 年度以降は違約金の調定は控えている。なお、公平の点から、過去に調定した分も訂正ということで不納欠損処理すべきであろうが、制度上不可能であれば、徴収停止の措置によることも検討する必要があると思われる。

平成 22 年度の包括外部監査において、過去の包括外部監査の措置状況を確認しており、上記点について県は違約金を含め、債権はすべて調定済みとの措置を行っている。これについて、平成 22 年度包括外部監査において次のとおり評価しており、妥当である。

違約金を含め、債権はすべて調定済みというのは、平成 11 年度包括外部監査の指摘に反する。しかし、違約金債権も県の財産であるところ、債務者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するか否かを判断するのは、県の財産を保全する観点からは、むしろ不適切である。したがって、県の措置を指示する。

イ その他

平成 11 年度の包括外部監査の、監査の結果において、貸付審査において売掛金の恒常的な残高であれば毎期において残高として残るものであり、その分は売上と重複して収入に計上されたことになるので資金調達に算入すべきではないとされており、この点平成 22 年度の包括外部監査において措置されたものと認められないと評価されている。

回収不能部分は回収コスト等を考慮して、不納欠損処理も検討する必要がある、延滞分の貸付台帳を整備すべきである、設備代金支払完了後の直近の決算後には完了検査を行う必要があるとされており、これらの点について平成 22 年度の包括外部監査において措置を講じたといえると評価されている。

(11) 本貸付金の貸付及び債権管理業務に従事する職員数 1 名

(12) 広報の有無及び内容

平成 26 年度に制度が廃止されたため広報は行っていない。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

本規則第2条において、①県内に事業場を有する中小企業者が県内に設備を設置する場合であり、②県が毎年度定める事業計画に適合し、かつ、③中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるとき、とされている。

(2) 利息の有無及び内容 無

利息については、助成法第5条本文及び本規則第3条の定めから無利息とされていた。

本規則第3条

前条の規定により県が貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の限度、利率及び償還期間は法第4条及び第5条で定めるとおりとする。

助成法第5条本文

都道府県が貸し付ける中小企業設備近代化資金は、無利子とし、その償還期間は、5年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本規則第15条において、年10.75%の割合による遅延損害金（規則上は「違約金」とされている。）を徴収することがあると定められている。

規則の規定上「違約金として徴収することがある」とされており、実際償還期日までに貸付金を償還しなかった場合全て違約金を徴収しているわけではなく、一定の場合についてのみ違約金を徴収している。

後述する債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金）には、本貸付金が中小企業の振興を目的とした公共的かつ政策的な融資であることから、違約金は債務の履行を心理的に強制することを目的とした違約罰的な性質であり、制裁を受けることが正当と思われる事実がある場合にのみ徴収するとしている。

(4) 保証人の要否

本規則第13条第1項において、連帯保証人として、知事が適当と認める者2人以上が必要とされている。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法

本規則第13条第2項において、債権を確保するため必要があると認めるときは、担保として適当な物件の提供を求めることができるとしている。

(6) 償還方法

本規則第4条において、1年間据え置き、均等年賦又は半年賦とされている。実際には半年ご

との償還として運用されていたようである。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

本規則第21条において、激甚災害の場合に、2年を超えない範囲内において償還期間を延長することができるように定めている。なお、激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律が平成25年に改正されたことに伴い、第13条は現在削除されているが、助成法廃止前に適用を受けた貸付については、なお従前の例によるという経過措置が設けられている。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本規則第20条において、災害等借主の責めに帰すことのできない理由により貸付対象設備が滅失した場合においてやむを得ないと認めるときに、貸付金の全部又は一部の償還を免除することがあると定めている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

借主が貸付金の償還を怠ったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、この規則の規定又は当該契約に違反したとき、知事が償還期日前に償還させる必要があると認めるときには、貸付金の全部又は一部を償還期日前に償還させることがある（本規則第14条）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

設備近代化資金は、昭和47年に開始した。平成15年度からは貸付を休止、平成26年度に根拠法が廃止された。

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0
回収すべき金額（過年度分）C	111,693,372	75,733,372	61,689,322	58,989,322	57,839,268
回収済み金額（過年度分）D	2,963,000	2,135,050	2,700,000	1,150,054	260,000
回収率（B+D）／（A+C）	2.65	2.82	4.38	1.95	0.45
総貸付残高（円）	75,733,372	61,689,322	58,989,322	57,839,268	52,579,268
総貸付件数（件）	14件	11件	11件	10件	9件
不納欠損額（円）	32,997,000	11,909,000	0	0	0
不納欠損件数（件）	5件（33調定）	3件（15調定）	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	5,000,000
債権放棄（件）	0	0	0	0	1件
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 予算額 無

(3) 貸付実績 無

(4) 回収すべき金額及び回収率

回収すべき貸付金については、漸減しているものの、平成26年度以降はほとんど減少していない。また、すでに償還期限を徒過した貸付金の回収率は、平成24年度2.65%、平成25年度2.82%、平成26年度4.38%、平成27年度1.95%、平成28年度0.45%とかなり低い水準に留まっ

ている。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成24年度は5件3299万7000円を不納欠損処理しており、平成25年度についても3件1190万9000円を不納欠損処理している。なお、平成24年度の5件、平成25年度の3件は貸し付けた債権の数である。

平成24年度及び平成25年度に不納欠損処理した8貸付先は、いずれも主債務者である法人が廃業しており、連帯保証人である代表者等が所在不明またはすでに時効期間を経過しており援用された等のケースである。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数

平成28年度に1件500万円の債権放棄をおこなっている。債権放棄した貸付先については、主債務者の法人が事実上破産状態にあるところ、代表者が所在不明のため議会の議決を経て債権放棄したものである。

(7) 免除額及び免除件数 無

(8) 平成28年度末現在における未収金

平成28年度末において未収金が発生しているのは、9貸付先に対する貸付金、合計5257万9268円である。未収債権については、債権管理マニュアルに従った債権管理を行うとともに、その一部の回収を株式会社沖縄債権回収サービス（以下「サービサー」という。）に委託している。

本貸付金についての課題は、未収債権の回収及び不納欠損処理、債権放棄、免除等の処理を行うことであるため、これらの点については後述する。

4 債権管理マニュアルに従った債権管理

本貸付金の債権管理方法については、「債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金）」（以下「債権管理マニュアル」という。）が従前のマニュアルを改訂する方法で作成され、平成29年3月8日に施行されている。その概要は次のとおりである。

(1) 債権の分類

債権管理マニュアルにおいては、債権を正常償還先、条件変更先、延滞先及び破綻先の4種類に分類した上で、それぞれ対応策を定めている。

(2) 回収不能債権の整理

債権を分類した上で、回収不能債権については、徴収停止、履行延期の特約、権利の放棄、不納欠損処理という整理を行う。

(3) 財産調査

督促後の催告を集中的に行い、当初の納入期限から1年を経過してもなお履行されない場合に

は財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から1年9か月以内に完了できるように努める。

5 サービスに対する債権回収業務の委託

(1) 委託概要

平成28年度当初現在、県がサービスに対して債権回収業務を委託しているのは、5貸付先に対する5件の貸付金で、受託債権額（受託時）は1139万9268円である。

(2) 契約の締結

県は、毎年4月1日付で、サービスと委託契約書を締結している（以下「本委託契約書」という。）。委託業務の名称は、「平成28年度旧中小企業設備近代化資金貸付金に係る債権の管理回収業務」であり、委託業務の内容は「委託業務仕様書のとおり」とされている。かかる委託業務の内容については後述する。

(3) 委託期間

委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間である（本委託契約書第2条）。

(4) 委託料

委託料は、委託対象債権の元金償還金の未収金のうち収納があった金額の30%及び消費税である（本委託契約書第3条）。

(5) 費用の負担

事務処理に要する費用は、サービスが負担する（本委託契約書第5条）。

(6) 回収実績

平成21年度から28年度の年間収納率は0.02%から2.35%である。

平成21年度から23年度については報酬率が収納金額の35%、平成24年度から平成28年度については報酬率が収納金額の30%である。

サービスに委託した債権について、サービスは委託業務を問題なく行っていることがうかがえ、また報酬額は収納金額の30%で費用はサービス負担であることから費用対効果の点も問題がない。

(7) サービスに対する委託についての問題点

債権者はあくまでも県であり、サービスに委託した債権についても、最終的な処理までの全体像を描く必要がある。サービスに対して委託をすることにより、当該債権については事実上処理を停止していないか、少額の弁済継続により完済するケースはいいが完済に至らないケースについては早期に委託を打ち切り債権放棄等の対応をすべきはないか、任意に弁済を求めるだけでなく訴訟提起や差押による回収を実施しているか等検討すべきである。本貸付金のうちサービスに委託している各債権について取るべき方策は後述する。

6 回収未了の貸付金について取るべき方策

(1) 回収未了貸付金の概観

平成28年度末で回収未了となっている債権は、貸付債権本数11本、10債務者である。なお、一覧表では元金が残っている貸付についてのみ記載しており、元金を完済し違約金のみ残っている2本（1債務者）が含まれていないため、9件となっている。

債務者ごとに見ると、4件に対する債権は時効期間を徒過しており、6件に対する債権は時効期間を徒過していない。また、5件に対する債権の管理回収業務をサービサーに委託しており、5件に対する債権は県が管理している。1件に対する債権は元金完済して違約金のみであり、それ以外の9件に対する債権は元金が残っている。うち8件に対する債権は昭和年代の貸付であり、2件に対する債権は平成に入ってからからの貸付であるが、いずれも貸付から20年以上経過している。

(2) サービサー委託分貸付金の検討

10中小企業者に対する債権のうち、5債務者に対する債権の管理回収をサービサーに委託している。いずれも主債務者は事実上営業を停止している法人であったり、死亡していたりして、主債務者からの債権回収はできない。そのため、主債務者の相続人や連帯保証人からの回収を試みている。

5件のうち2件については、連帯保証人等が定期的に弁済を行っており、かつおおむね1年以内には元金を完済する見込みであるため、引き続きサービサーが回収を行うことで良いと思われる。

5件のうち1件については、主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金額に比して弁済額が少額であり、現在の支払金額であると元金完済までに約20年かかることになる。現在連帯保証人に対しては請求していないとのことであるため、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。

意見1

主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であり、元金完済までに約20年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。

5件のうち2件については、これまで弁済してきた連帯保証人の相続人が高齢で病気であるなど、回収困難とされている。現在のところはサービサーへの委託を続けることで良いと思われるが、1年度経過しても事態が変わらない場合には、次年度の委託は取りやめ県において債権放棄等の方策を検討すべきである。

(3) 県が管理している貸付金の検討

ア 消滅時効期間が経過しているもの

県が管理している5件のうち4件については、消滅時効期間が経過している。うち2件についてはイ又はウにも該当するため、後述する。

消滅時効期間が経過している場合、県が定める標準マニュアルにおいては、平成25年度包括外部監査による提言を受け、「債務者等と実際に面談する場面においては、時効の援用制度の内容及び当該債権の取扱い方針等について教示した上で、権利行使の意思確認を行うこととします。債務者等が援用権を行使する意思表示をした場合は、時効援用申立書の用紙を交付し、必要事項の記載と署名・押印を求め、同申立書を受領します。」とされている（標準マニュアル131頁）。

実際に債務者等に送付している通知を確認すると、書類の中に「本件の債権は、上記の通り既に消滅時効が完成しておりますので、お支払いいただくか、または時効を援用して債務を消滅させることも可能です。」と記載されており、債務者等に時効が援用できることがわかりやすく表示されている。

2件とも主債務者の相続人や連帯保証人の1部については時効援用済であり、残る債務者等に対しても通知済みである。しばらくしても回答がない場合には再度通知書を送り、時効援用の意思が確認できた場合には面談にこだわらず時効援用申立書の提出を求めるなどして、速やかに不納欠損処理を行うべきである。

イ 元金を完済し違約金のみ残っているもの

5件のうち1件は、元金完済時点で調定した違約金のみが残っているものである。貸付債権としては2本あり、いずれも主債務者である法人が事実上倒産しているところ、1本は連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要、1本は連帯保証人の相続人が所在不明となっている。相続人調査が必要な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。

意見2

主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。

ウ 自然人の債務者がその後法人成したもの

5件のうち1件は、自然人が借り入れ、その後法人成したものであるが、法人との間で債務の承継に関する契約を新たに締結していないものである。法人は事実上倒産しており、自然人は無資力となっている。法人との間で債務承継に関する契約を締結していない以上法人に対して請求できないのであるから、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。

意見3

自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。

エ 連帯保証人が健在だが無資力であるもの

5件のうち1件は、主債務者である法人が事実上倒産し、連帯保証人である自然人3名がいずれも健在ではあるが高齢で年金生活であるなどの状況で無資産証明書の提出も受けており、無資力である。県担当者は履行期限の延長手続きを行い10年間更新することにより債務免除を行うことを予定しており、かかる手続きを速やかに進めるべきである。

この点、「県方針では、1号要件による履行期限の延長手続きを初めて認めたときから、状況に変化がなく毎年の手続が10年間更新された場合は、地方自治法施行令第171条の7第1項の規定に基づき債務を免除することとしています。」と規定されている（標準マニュアル123頁）。

施行令第171条の6

- 1 普通地方公共団体の長は、債権について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。
 - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

施行令第171条の7

- 1 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

7 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見

ア 意見1

主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であり、元金完済までに約20年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。

イ 意見2

主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要

な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。

ウ 意見3

自然人が借入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。

(3) コメント 無

以上

第4 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金					
担当部署名(部及び課)	商工労働部 中小企業支援課					
貸付開始年度	昭和47年度(平成26年度貸付事業終了)					
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115条)					
マニュアル, 手引き等	沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和47年規則第118号)					
貸付金の目的	(公財) 沖縄県産業振興公社へ, 設備貸与事業に係る原資を貸し付ける					
貸付対象	(公財) 沖縄県産業振興公社					
財源(県, 国, その他のいずれか)	県の資金と国の補助金(1:1)					
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が(公財) 沖縄県産業振興公社に原資を貸付け, 公社はそれに公庫からの貸付金を加えて事業資金とし, 企業に事業設備の割賦販売又はリースを行う。					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	四半期に一度, 貸付事業実施報告書を徴求する。					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員 広報の有無及び内容	1名 平成26年度に貸付事業終了のため無					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	(公財) 沖縄県産業振興公社が, 小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備を購入し, 企業に割賦販売又はリースを行うための貸付であること。					
利息の有無	無					
利息の利率(年)	-					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率	10.75%					
保証人の要否	否					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	2年据置年賦償還(8年以内) ※例外規定有り					
償還猶予規定の有無	有 (貸付規則第10条第1項)					
償還免除規定の有無	有 (貸付規則第10条第1項)					
期限の利益喪失規定の有無	有 (貸付規則第9条)					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	4,000,000	39,375,000	35,100,000	0	0	
申請件数(件)	1	1	1	0	0	
貸付実績	貸付金額(円)	4,000,000	39,375,000	35,100,000	0	0
	貸付件数(件)	1	1	1	0	0
回収すべき金額(当年度分) A	9,931,500	8,791,500	7,656,500	6,406,500	7,072,500	
回収済み金額(当年度分) B	9,931,500	8,791,500	7,656,500	6,406,500	7,072,500	
回収すべき金額(過年度分) C	0	0	0	0	0	
回収済み金額(過年度分) D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D) / (A+C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高(円)	46,259,000	76,842,500	104,286,000	97,879,500	90,807,000	
総貸付件数(件)	7	7	7	7	6	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

第3で述べた沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金が、中小企業者に対して設備購入資金を貸し付けるのに対し、沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)に対して、小規模企業者等設備貸与事業(公社が、小規模企業者等が必要とする設備を購入し、小規模企業等に対して割賦販売等を行う事業、以下「設備貸与事業」という。)に必要な資金を

貸し付けることにより、小規模企業者等の経営基盤の強化等を図ることを目的としている。

全国一律の制度としての設備貸与事業は、本土復帰の昭和 47 年度から開始したが、制度の根拠法であった小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号，以下「本法」という。）が廃止されたことに伴い、平成 26 年度末に設備貸与事業は終了した。そのため、現在は債権の管理回収業務のみを行っている。

(3) 根拠規定

設備貸与事業は、昭和 47 年に制定された中小企業設備貸与資金貸付金規則（平成 12 年に小規模企業者等設備導入資金貸付規則へと改題、以下「本規則」という。）を根拠規定としている。その根拠法は、昭和 31 年に中小企業近代化資金等助成法として制定され、平成 11 年に小規模企業者等設備導入資金助成法に改題されている。なお、この根拠法は、中小企業設備近代化資金貸付金と同じである。

(4) 目的

公社に対し、設備貸与事業を行うのに必要な資金（設備貸与資金）を貸し付けることを目的としている（本規則第 1 条）。

なお、公社は、県内中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として昭和 46 年に設立された団体である。

本法第 2 条第 6 項

この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。

- 一 創業者の事業の用に供する施設又はプログラムであって、その事業を行うために必要があると認められるもの
- 二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであって、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

(5) 貸付対象

県が貸付をする対象者は公社である。

(6) 財源

本貸付金の財源については、県の資金と国の補助金の割合が 1 : 1 とされている。

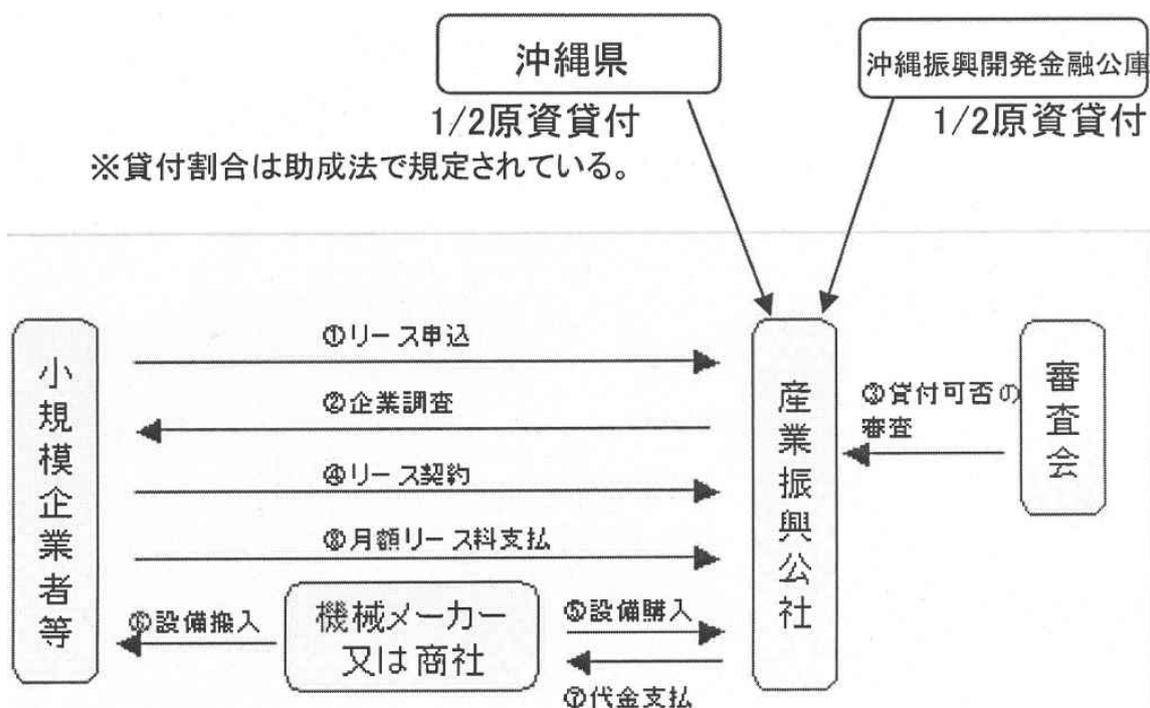
(7) 貸付の方法

県が公社に原資を貸付け、公社がそれに公庫の資金を加えて事業資金とし、小規模企業者等に対して事業設備の割賦販売又はリースを行っていた。

(8) 設備貸与事業の流れ

設備貸与の流れについては次のとおりである。

- ①小規模企業者等が公社に対して設備貸与の申込みを行う。
- ②公社が小規模企業者等の企業調査を行う。
- ③審査会が公社に対して貸付可否の審査を行う。
- ④小規模企業者等と公社との間で割賦販売等の契約を行う。
- ⑤公社が機械メーカー又は商社から設備を導入する。
- ⑥機械メーカー又は商社が小規模企業者等に対して設備を搬入する。
- ⑦公社が機械メーカー又は商社に対して代金を支払う。



- (9) 当該貸付が単年度貸付か否か 否
- (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 無
- (11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名
- (12) 広報の有無及び内容

設備貸与事業については、平成26年度に事業終了しているため、広報は行っていない。

- (13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

- (1) 貸付の条件

本規則第1条の規定から、公社が、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備を購入し、企業に割賦販売又はリースを行うための貸付であることが条件である。

(2) 利息の有無及び内容 無

本規則第3条第1項本文の定めにより無利息とされている。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本法第9条第1項の規定により、貸与機関が支払期日までに貸付金を償還しなかった場合等には、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるとしている。

(4) 保証人の要否及び内容 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本規則第3条の規定により、据置期間1年以上2年以内、原則8年以内の年賦均等償還とされている。なお、本規則第3条第1項ただし書きにおいて、鉦害及び公害を防止するための施設に係る貸付金の場合、例外的に償還期間が13年以内とされている。

(7) 償還猶予規定の有無 無

(8) 償還免除規定の有無 有

本規則第10条の規定により、災害その他小規模企業者等の責に帰することができない理由により設備が滅失した場合に貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。とされている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無

本規則第9条の規定により、公社が本規則の規定に違反したとき、虚偽の報告をしたとき及びその他不正の手段により貸付金の支払を受けたときには、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、又は既に貸し付けた貸付金の全部又は一部の返還を求めることができるとしている。

3 県と公社との間の本貸付に係る契約内容等

(1) 貸付金の申請

本貸付金は、県が公社に対して貸し付けるものであり、既述のほか、本規則及び金銭消費貸借契約書において次のとおりその内容が規定されている。

(2) 報告義務

公社は、県に対して、4半期ごとに事業実施状況報告書、会計年度ごとに事業実績報告

書を提出しなければならない（本規則第 11 条、12 条）。

(3) 事故の届出

公社は、貸付け及び設備貸与の対象設備について事故が生じたときは、速やかに事故報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない（本規則第 13 条）。

この規定に基づき、公社は、小規模企業者等が弁済期に弁済を行わなかった場合等は県に対して事故報告書を提出している。

4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

設備貸与事業については、平成 26 年度に事業終了しており、現在は償還のみとなっている。

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	4,000,000	39,375,000	35,100,000	0	0	
申請件数（件）	1	1	1	0	0	
貸付実績	貸付金額（円）	4,000,000	39,375,000	35,100,000	0	0
	貸付件数（件）	1	1	1	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	9,931,500	8,791,500	7,656,500	6,406,500	7,072,500	
回収済み金額（当年度分）B	9,931,500	8,791,500	7,656,500	6,406,500	7,072,500	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B + D） / （A + C）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高（円）	46,259,000	76,842,500	104,286,000	97,879,500	90,807,000	
総貸付件数（件）	7	7	7	7	6	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

(2) 予算額

予算額は、平成 24 年度 400 万円、平成 25 年度 3937 万 5000 円、平成 26 年度 3510 万円、平成 26 年度に設備貸与事業を終了しているため、平成 27 年度以降の予算は措置されていない。

(3) 貸付実績

県の公社に対する貸付実績は、平成 24 年度 400 万円（1 件）、平成 25 年度 3937 万 5000 円（1 件）、平成 26 年度 3510 万円（1 件）、平成 26 年度に設備貸与事業を終了しているため、平成 27 年度以降の貸付実績はない。

(4) 回収率

平成 24 年度から 28 年度において、県の公社からの回収率は 100%となっており、総貸付残高は漸減している。またこれまで公社から償還期限までに償還がなされなかったことはなく、過年度分の未収金はない。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

5 事故が生じた場合について

既述のとおり、本貸付金については公社から県に償還期限までに償還がなされなかったことはなく、回収率は100%となっている。しかし、実際には公社から小規模企業者等に対する貸付が履行期限までに弁済されなかったり、回収が困難であるとして断念することはしばしばある。そのような場合、どのような処理がされているかについて述べる。

(1) 事故の届出

中小企業者から公社に対して、履行期限までに弁済されないなどの事故が生じたときは、公社は県に対して速やかに事故報告書を提出する義務がある。

(2) 弁済が遅滞した場合

小規模企業者等の弁済が遅延した場合に、公社が県に対して提出している「未収企業状況調査票」を見ると、貸与額、未収残高、現在回収額等の延滞状況、企業の概要、2期分の貸借対照表及び損益計算書の比較、遅延の主要因、今後の回収方針等詳細に記載されている。単に設備貸与を行うだけではなく、常日頃から公社が小規模企業者等に対して経営支援を行っていることが伺える。

(3) 小規模企業者等との契約を解除した場合

公社が、小規模企業者等との間で締結した設備等についての割賦販売契約等を解除した場合、公社の業務方法書の規定に基づき県に対して通知されることとなっている。契約解除についての通知には、契約解除理由、損害賠償額（割賦償還金、損料、違約金）、契約解除年月日及び今後の方針（連帯保証人に対して請求を行う等）が記載されている。

(4) 損失補償契約

設備貸与事業について未収が生じた場合については、あらかじめ県の貸付財源負担分（貸与額の2分の1）について公社との間で損失補償契約を締結しており、その契約によって処理されることとなる。損失補償契約の概要は次のとおりである。

ア 県は、県及び公庫から貸与設備の購入資金の貸付けを受けて設備貸与事業を行ったことにより、貸付けから10年度以内に公社が受ける損失について、限度額の範囲内で補償する。

イ 損失とは、公社が当該年度に行った設備貸与事業について、各事業年度ごとに生じた未収債権のことをいう。

ウ 公社は、未収債権を各事業年度終了後3カ月を経過してもなお回収ができなかった場合において、貸与に係る未収債権の償却を行うことにより、欠損を生じることとなるときは、県に対し当該債権の償却額の範囲内で、10年度以内の間に損失補償の請求を行うことができる。公社が請求できる額は、未収債権の額から貸与契約の際に徴した補償金の残額を差し引いた額の10分の8の範囲内とする。

エ 公社は、県から損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって、強制執行その他あらゆる方途により、債権の保全回収に努めなければならない。県は、公社が故意又は重大な過失によって債権の保全回収を怠ったと認めたときは、公社に対し、填補額の全部又は一部を返還させることができる。

オ 公社は、県から損失の填補を受けた後において、設備貸与にかかる回収があったときは県に報告し、その回収額から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に納付しなければならない。

(5) 単年度事故率

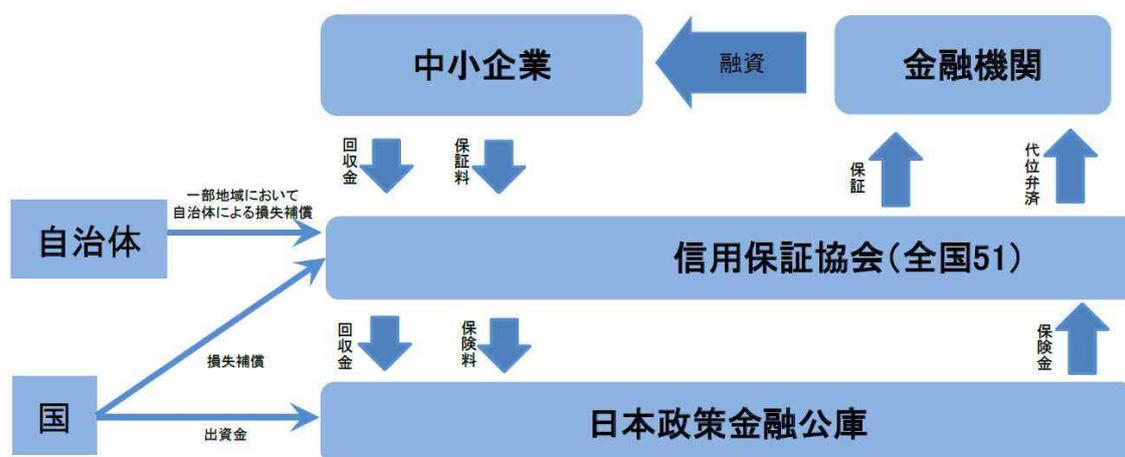
県が公社に対して貸し付けた金額のうち、償還がされずに損失補償することとなった金額（事故総額）及び割合（事故率）は次のとおりである。なお、損失補償期間が10年度以内のため、貸し付けた年度から10年経過しなければ事故総額は確定しない。下記は平成7年度から15年度については事故総額が確定しているものである。

設備貸与事業				
貸与年度	貸付実績 A	損失補償支払額 B	事故総額 C	事故率 D=C/A
平成7年	936,990,000	112,434,461	224,868,922	24.0%
平成8年	906,350,000	86,782,123	173,564,246	19.1%
平成9年	807,190,000	63,671,809	127,343,618	15.8%
平成10年	786,694,000	48,835,019	97,670,038	12.4%
平成11年	865,200,000	41,491,151	82,982,302	9.6%
平成12年	537,660,000	43,512,084	87,024,168	16.2%
平成13年	510,070,000	37,726,851	75,453,702	14.8%
平成14年	119,160,000	0	0	0.0%
平成15年	70,270,000	7,726,168	15,452,336	22.0%
平均				14.9%
平成16年	77,800,000	0	0	0.0%
平成17年	22,810,000	0	0	0.0%
平成18年	14,990,000	0	0	0.0%
平成19年	3,570,000	584,315	730,394	20.5%
平成20年	0	0	0	-
平成21年	64,090,000	0	0	0.0%
平成22年	4,990,000	0	0	0.0%
平成23年	4,250,000	0	0	0.0%
平成24年	4,000,000		0	0.0%

平成7年度から平成15年度の単年度事故率は平均14.9%となっている。

(6) 信用保証制度における事故率との比較

設備貸与事業の事故率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における事故率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度事故率の高低を比較するのは困難である。そのため、類似の制度として、全国的に実施されており、かつ対象が同じ中小企業者である信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成27年11月19日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)

かかる信用保証制度について、公表されている平成23年度から平成28年度の事故率＝代位弁済額÷保証債務残高(平均)を計算すると次のとおりである。1.67%から2.50%で平均が2.11%となっている。

単位：百万円

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
貸付残高	34,446,374	32,078,613	29,778,513	27,701,740	25,761,647	23,873,792	28,940,113
事故総額	860,797	777,853	650,974	526,570	445,256	397,896	609,891
事故率	2.50%	2.42%	2.19%	1.90%	1.73%	1.67%	2.11%

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)

これに対して、同じ平成23年度から平成28年度の間、設備貸与事業について同様の方法で計算した事故率は次のとおりである。信用保証制度における事故率(代位弁済率)は、代位弁済額÷保証債務平均残高で計算されており、設備貸与事業とは事故率の計算方法が異なる。そのため、同様の方法で計算を行うこととすると、事故率＝事故総額÷貸付平均残高となる。

単位：千円

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
貸付平均残高	59,023	49,225	61,551	90,564	101,083	94,343	75,965
事故総額	0	176	262	252	41	0	122
事故率	0.00%	0.36%	0.43%	0.28%	0.04%	0.00%	0.16%

信用保証制度の事故率（平成23年度から平成28年度）が、1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、設備貸与事業の事故率（平成23年度から平成28年度）は0.00%から0.43%で平均が0.16%であり、信用保証制度の事故率と比較して設備貸与事業の事故率は低い。

(7) 損失補償支払後の返納額

既述のとおり、県が損失補償をした後も、公社は債権の保全回収に努める義務があり、回収した場合には回収金から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に返納しなければならない。損失補償額と返納額をまとめたのが次の表である。こちらにも同様に、貸し付けた年度から10年経過しなければ損失補償支払額が確定せず、返納はさらにその後の場合もある。下記表は、平成28年度末現在の損失補償支払額及び返納額一覧であり、平成19年度分まで損失補償支払額が確定している。

小規模企業者等設備貸与事業 損失補償支払額及び返納額一覧（近代化制度促進事業費）

年度 (契約期)	限度額	設備貸与事業損失補償支払額										設備貸与事業損失補償返納額										合計
		20年度 以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	20年度 以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
H12 出納	7,150,000,000	769,637,030	716,000	0	0	0	0	0	0	0	0	770,353,030	238,233,814	3,835,783	6,627,844	3,851,087	4,592,724	2,730,417	2,110,268	2,582,047	1,852,149	274,496,343
13	450,000,000	19~22	35,329,535	2,401,318	0							37,726,853	4,419,684	600,000	502,500	714,667	800,000	300,000	275,000	167,500	280,000	8,109,361
14	450,000,000	18~23	0	0	0	0						0	0									0
15	270,000,000	17~24	7,726,166	0	0	0	0	0	0	0	0	7,726,166	198,068	49,000	85,000	85,000	60,000	60,000	60,000	60,000	35,000	668,068
16	270,000,000	18~25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0
17	180,000,000	18~26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0
18	80,000,000	20~27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0
19	80,000,000	21~28	0	0	0	140,400	209,288	201,732	32,766	0	584,316	0					76,000	81,200	96,000	96,000		359,200
20	15,000,000	22~29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0
21	15,000,000	23~30	0									0	0									0
22	15,000,000	24~31	0									0	0									0
23	15,000,000	24~32	0									0	0									0
24	12,000,000	25~33	0									0	0									0
25	12,000,000	26~34	0									0	0									0
26	12,000,000	27~35	0									0	0									0
計			812,888,736	3,117,318	0	0	140,400	209,288	201,732	32,766	0	816,330,369	242,851,708	10,460,783	9,155,344	4,730,754	5,653,724	3,216,417	2,836,488	2,865,547	2,283,149	283,032,922

上記表のうち、損失補償支払額が確定している平成19年度貸付分までの損失補償支払額、返納額及び返納率をまとめたのが下記表である。損失補償支払が0の年度もあるため損失補償支払がある年度のみ取り上げると、平成12年度以前貸付分の返納率が35.63%、平成13年度貸付分の返納率が21.49%、平成15年度貸付分の返納率が8.65%、平成19年度貸付分の返納率が61.47%、平均すると34.74%である。なお、下記表は平成28年

度末までの返納実績についてまとめたものであるが、返納には期限はないので今後も返納される可能性がある。

年度	損失補償支払額 A	返納額（平成28年度まで） B	返納率B/A
～12	770,353,035	274,496,343	35.63
13	37,726,851	8,109,361	21.49
14	0	0	0.00
15	7,726,168	668,068	8.65
16	0	0	0.00
17	0	0	0.00
18	0	0	0.00
19	584,315	359,200	61.47
合計	816,390,369	283,632,972	34.74

(平成28年度末現在)

返納率の高低自体については比較すべき適切な指標が見当たらないため評価が難しい。ただ、平成23年度から平成28年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、設備貸与事業の事故率は低いと評価できる。

6 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント

本貸付金は、県が公社に貸し付けた債権については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、本貸付金によって公社が実施する設備貸与事業において、公社は中小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかった金額の一部については、県が損失補償を行っているため、事故率や返納率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度の事故率（平成23年度から平成28年度）は1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、設備貸与事業の事故率（平成23年度から平成28年度）は0.00%から0.43%で平均が0.16%であり、信用保証制度の事故率と比較して設備貸与事業の事故率は低い。さらに、損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、設備貸与事業の事故率は低いと評価できる。

以上から、設備貸与事業の回収について特に問題はない。

設備貸与事業については、平成26年度に貸付事業を終了しているため、今後はこれまでどおりに償還を受けることで足りると言える。

以上